

※コメントは、6月25日の委員会での意見・補足になります。

前文

第1章（総則）

- (1) 条例制定の目的
- (2) 条例によってめざすまちの姿
- (3) 条例の位置づけ（最高規範性）

第2章 町民の権利

- (1) 生涯にわたる健康、安全生活権
- (2) 政策形成への参加権
- (3) 個人情報、プライバシー保護
- (4) 知る権利
- (5) 学ぶ権利
- (6) 環境権
- (7) こどもが健やかに成長する権利
- (8) 医療・介護サービスの受給権
- (9) 自由移動、交通権
- (10) 経済的に破綻しないで生活できる権利

コメント [01]: ①個人情報はどこまで保護すればいいのか？

②情報公開と表裏一体のもの。公開も必要だし、知られたいくないことを保護するのも必要。どのように解釈し、運用するかというのを考えることが必要。

コメント [02]: 行政情報の他、公的な役割を担う団体の情報についても含む。

コメント [03]: 自然が多い環境、ゴミのない環境で暮らすという意味。

コメント [04]: 医療・介護機関が近くにならないうなど、環境的な問題を改善する意味が含まれている。

コメント [05]: 行きたいところへいけるという意味

コメント [06]: ①自立とはいうが、現実には補助金をもらっている。この項目は入れるべきなのか？

②他の自治体条例には「自立」という表現が入っているものが殆ど。

コメント [07]: ①「自主的公益活動」・・・町内会活動をはじめ、公的な団体の行う活動、施設への慰問活動など、公のために利益になる活動を指す。

②「促進」→「環境づくり」に言い換えてはどうか？

コメント [08]: (2) の情報共有の中に含まれるのでは？

第3章 町政運営の方針

- (1) 国、県からの自立、町の個性維持
- (2) 町民との情報共有、町民意見による運営
- (3) 町民の政策形成参加の拡大
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動の促進
- (5) 成果評価に基づく政策形成（計画、予算）
- (6) 効率的で健全な財政確保
- (7) 住民苦情、相談の尊重、行政運営への活用
- (8) 行財政情報の公開、透明性の確保
- (9) 町民の知る権利の尊重、説明責任の重視
- (10) 町民の個人情報保護
- (11) 企業との連携
- (12) 国、県、他の市町村との連携

第4章 町長、町職員の役割と責任

- (1) 憲法や法律への姿勢
- (2) 全体の奉仕者性、公正性
- (3) 効率的な予算執行義務
- (4) 職務への創意工夫、努力義務
- (5) 公職資質、知識・技能習得義務
- (6) 町民への説明責任、信頼獲得義務
- (7) 町民意見の尊重、町民目線の手法
- (8) 町民との一体性、協働のまちづくり
- (9) 情報共有、総合性、柔軟性、流動性（仮）
- (10) 適正給与、誠実職務

コメント [O09]: この項目と、(5)、(10)は1つの条文にできるのでは？

コメント [O10]: 敢えて条文に入れる必要はない。条文解説の中で補足しておけばよいと思われる。

コメント [O11]: (6)と合わせて一つの条文にできるのでは？

コメント [O12]: 町の主体性がないようなイメージがある。→削除

第5章 議会の役割と責任

- (1) 行政監視、チェック機能の強化
- (2) 政策提言努力
- (3) 議論、議会運営情報の積極的提供
- (4) 経費抑制、効率的な議会運営
- (5) 情報公開、開かれた議会運営
- (6) 町民の意思尊重、反映努力
- (7) 資質向上、知識・技能習得努力
- (8) 特定地域、支持者でなく、全町民代表行動の義務

コメント [O13]: (5)の「情報公開」に含まれるのでは？

コメント [O14]: 「全町民代表行動」ということは、(6)の「意思尊重につながるのでは？→(6)と(8)まとめて一つの条文に

第6章 町民の役割と責任

- (1) 自分の子どもと近隣の子どもの育成
- (2) ふるさとの歴史と文化を次代に伝える責任
- (3) 障害者、お年寄り、乳幼児づれの権利尊重
- (4) 相互連携、コミュニティ参加努力
- (5) 行政との協働
- (6) 町民の自立・自律
- (7) 公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担
- (8) 自治（行政、議会）の理解、意見提出、監視努力
- (9) 環境汚染行動の禁止、緑や環境の保全行動努力

コメント [O15]: 権利というよりも、何らかのハンデのある方を思いやる、いたわるという意味合いがあるのではないかと

コメント [O16]: これはこの章の最初にくるべき項目ではないかと

コメント [O17]: ①町民も一緒に考えながらまちづくりをしようと考えているので、「監視」という表現には違和感がある。→削除
②ワークショップで、町民が行政や議会についてよく知ろうという意見があった。「理解・学習」という表現がよいと思う。

第7章 参加のしくみ

- (1) 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- (2) 予算単価、費用効果を検証するしくみづくり
- (3) 理解しやすい予算説明書の作成
- (4) 審議会・委員会等の委員の公募
- (5) 選挙の公開討論
- (6) マニフェスト選挙
- (7) 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）
- (8) 条例施行後の評価と見直し

コメント [O18]: (1)の情報提供の中に含まれるのでは？

コメント [O19]: 参加のしくみに当てはまるのか疑問。入れるとしたら、「選挙に参加するしくみ」という表現になるのでは？

コメント [O20]: 第8章として独立させた方がよい。

※章立ての順番について

《案の1》①総則、②町民の権利、③町民の役割と責任、④町長・町職員の役割と責任、⑤議会の役割と責任、⑥町政運営の方針、⑦参加のしくみ

《理由》町民の権利は「めざすまちの姿」を現したものだと思うので、最初にもってくるべき。
町民、職員、議会のそれぞれの役割と責任を踏まえた上で、「おいらせ町はこのように運営する」という流れにした方が分かりやすいと思う。

《案の2》①総則、②町政運営の方針、③町民の権利、④町民の役割と責任、⑤町長・町職員の役割と責任、⑥議会の役割と責任、⑦参加のしくみ

《理由》町政運営の方針が条例の最後の方にあるのは少々違和感がある。
町政運営の方針の内容にもよるが、総則的・理念的な性格であれば順番的に最初の方にくると思われる。(ただし、具体的な仕組みを規定する内容であれば、案の1の順番でもよいと思う。)